

市川三郷都市計画道路の決定＜変更＞（山梨県決定）

市川三郷都市計画道路中、３・４・２号大門桃林線及び３・４・４号西条高田線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・2	大門桃林線	市川三郷町 西条	市川三郷町 峠沢	市川三郷町 北河原	約2,550m	地表面式	2車線	16m 8m	幹線道路と平面 交差6箇所 一級河川芦川と 交差	W=16m L=940m W=8m L=1,610m
	車線の数の内訳										交差点形状の変更 交差点部の幅員の変更
	構造形式の内訳										
	その他										
	3・4・4	西条高田線	市川三郷町 貝子沢	市川三郷町 高田櫛田	市川三郷町 落合前	約1,510m	地表面式	2車線	16m 11m 8m	幹線道路と平面 交差5箇所 JR身延線と平面 交差	W=16m L=660m W=11m L=230m W=8m L=620m
	車線の数の内訳										交差点形状の変更 交差点部の幅員の変更
	構造形式の内訳										
	その他										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

1. これまでの経緯

今回の変更区間について、大門桃林線については昭和27年に北通り線として都市計画決定、平成6年の都市計画決定(変更)で道路構造令(当時)により標準幅員化して一部区間の幅員が16mとなって現在に至る。

西条高田線については、昭和14年に矢作高田線として都市計画決定、平成6年の都市計画決定(変更)で道路構造令(当時)により標準幅員化して一部区間の幅員が11m～16mとなって現在に至る。

2. 変更理由

平成31年4月の道路構造令の一部改正、令和元年9月の山梨県自転車活用推進計画の策定等を経て、令和2年4月に山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部が改正され、安全で快適な自転車通行空間の確保の必要性が位置づけられた。このこと及び想定される交通量に応じた幅員構成への変更、大門桃林線と西条高田線それぞれの交通量に応じた交差点形状の変更が必要になったため、都市計画決定を変更する。